



龍ヶ崎市農業経営基盤の強化 の促進に関する基本構想



令和8年9月（策定）

龍 ヶ 崎 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	- 1 -
1	農業経営基盤強化促進に関する基本的な方向	- 1 -
2	効率的かつ安定的な農業経営の目標	- 1 -
3	新たに農業を営もうとする青年等の目標	- 2 -
第 2	農業経営の規模、生産方式、経理管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	- 2 -
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経理管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	- 5 -
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	- 6 -
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	- 6 -
2	本市が主体的に行う取組	- 6 -
3	関係機関の連携・役割分担の考え方	- 7 -
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	- 7 -
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	- 8 -
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	- 8 -
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用	- 8 -
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	- 10 -
1	法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	- 10 -
2	農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項	- 11 -
3	農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	- 11 -
4	農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	- 13 -
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	- 14 -
第 6	その他	- 14 -

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業経営基盤強化促進に関する基本的な方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営

国際情勢の不安定化や気候変動による災害の頻発化・激甚化などにより、食料安全保障の重要性が改めて認識される一方で、農業従事者の減少や高齢化が進む中で、本市農業を持続的に発展させていくためには、農業で十分な所得を得られる「儲かる農業」を実現し、農業を魅力ある産業として次世代の担い手に引き継いでいくことが重要である。

このため、所得向上を目指し、生産性や付加価値の向上、販路の開拓はもとより、有機農業をはじめとした環境負荷低減に資する取組、農産物のブランド力強化など、多種多様な選択肢の中から自らが目指す経営を実現するために必要な手段を正しく選択し、不断の努力を続けていくことのできる「経営者マインド」を備えた農業者の育成・確保を図る。

その上で、県及び本市は個々の農業者が目標とする経営を着実に実現することができるようソフト・ハード両面からの的確に支援する。

また、自然災害等の農業経営へのリスクに備えるため、農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、低コスト耐候性ハウスの導入、農業保険等の普及促進・利用拡大、BCPの普及等、災害に備える農業経営に向けた取組を支援する。

(2) 農用地の利用集積と集約化

本市の農業経営体数は減少している一方で、離農した農業者の農地を受け入れる形で経営体の大規模化が進展し、経営耕地面積20ha以上の経営体も増加している。

本市では、農地中間管理機構が設置された平成26年度（2014年度）から令和6年度（2024年度）までの間に、1031haを担い手へ集積し、担い手への集積率は56.1%と県の集積率42.3%よりも10%以上高くなっている。今後は令和17年度（2035年度）に目標集積率66.0%以上を達成するため、規模拡大を目指す担い手へ円滑に引き継ぐよう、マッチングをさらに加速していく必要がある。

農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として担い手ごとに利用する農地等を明確にした法第19条第1項に規定する農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下、「地域計画」という。）が策定されていることから、今後は、地域の合意の下、地域計画に基づき、県、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と一体となり、対象となる担い手への農地の集積・集約化を推進する。

2 効率的かつ安定的な農業経営の目標

効率的かつ安定的な農業経営のため、主たる従事者が目標とする年間労働時間と年間所得を、茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下、「県基本方針」という。）を踏まえ、以下のように設定する。

年間総労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間	以内
年間農業所得	主たる従事者1人当たり	580万円	以上

上記の目標を上回ることでできる担い手を明確化し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保するため、「認定農業者制度」の活用を図る。

3 新たに農業を営もうとする青年等の目標

新たに自ら農業経営を始めようとする青年等に対しては、就農相談、先進農家での事前研修の充実により着実な就農につなげる。その上で、新規就農者等が経営開始から5年後の目標とすべき年間労働時間と年間所得を、県基本方針を踏まえ、以下のように設定する。

年間総労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間	以内
年間農業所得	主たる従事者1人当たり	250万円	以上

上記の目標を上回り、将来、本市農業の担い手となり得る、意欲ある新規就農者を確保するため、「認定新規就農者制度」の活用を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経理管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

効率的かつ安定的な農業経営のため、本市の主要な12の営農類型について、第1の2で掲げた目標を達成するために必要な、最低限の経営規模、生産方式、経営管理の方法等を「農業経営の基本的指標」として以下のとおり設定する。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 普通作 (水稻＋飼料用米)	[経営面積] 水田 2,800a (うち借入地 2,700a) [作付面積] 水稻(主食用米) 1,700a 水稻(飼料用米) 1,100a [農業労働力] 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0.3人	[経営の特徴] 農地の集積による大規模普通作経営 [主な資本整備] トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 田植機6条 1台 自脱型コンバイン6条刈り 1台 乾燥機50石 3基 フォークリフト 1台 トラック2t 1台 ドローンまたは乗用管理機 1台 [土地利用、技術等] 農地中間管理事業による農地集積を図る	作業分散を考慮した品種別作付計画を作成する 計画的な農機具、施設の整備を行う さらなる規模拡大に向けて法人化を進め、経営基盤の強化を図る	臨時雇用労働力を確保するとともに、雇用条件を整備し、常時雇用導入を図る
2 普通作 (水稻＋小麦＋大豆)	[経営面積] 水田 2,000a (うち借入地 1,900a) [作付面積] 水稻 1,200a 小麦 800a 大豆 800a [農業労働力] 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人	[経営の特徴] 農地の集積及び麦、大豆を取り入れた大規模普通作経営 [主な資本整備] トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 田植機6条 1台 自脱型コンバイン6条刈り 1台 汎用コンバイン 1台 乾燥機50石 2基 フォークリフト 1台 トラック2t 1台 ドローンまたは乗用管理機 1台 [土地利用、技術等] 農地中間管理事業による農地集積を図る 大豆の収穫作業は、作業委託し、経営の効率化を図る。	作業分散を考慮した品種別作付計画を作成する 計画的な農機具、施設の整備を行う 麦、大豆を取り入れることにより年間労力の平準化を図るとともに、農機具、施設の利用向上を図る	雇用条件を整備する

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
3 施設野菜 (イチゴ)	[経営面積] 施設 30a [作付面積] イチゴ 30a [農業労働力] 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 2人	[経営の特徴] イチゴの専作経営 [主な資本整備] パイプハウス・付帯設備 30a ウォーターカーテン 一式 育苗ハウス 1棟 環境測定装置 1台 炭酸ガス発生装置 夜冷施設 1棟 トラクター30ps 1台 動力噴霧器 1台 作業舎 1棟 [土地利用、技術等] イチゴ栽培に適した水質であることを確認する	環境測定機器の導入により、増収を図る	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する
4 施設野菜 (トマト)	[経営面積] 施設 40a [作付面積] トマト 40a [農業労働力] 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 2人	[経営の特徴] 長期どりトマトの専作経営 [主な資本整備] 鉄骨ハウス 40a 環境測定装置 1台 炭酸ガス発生装置 2台 暖房設備 一式 灌水設備 一式 トラクター30ps 1台 動力噴霧器 1台 フォークリフト 1台 作業舎 1棟 [土地利用、技術等] 地下水位の高い場所での栽培は避ける	環境測定機器の導入により、増収を図る	
5 露地野菜 (カンショ)	[経営面積] 普通畑 500a [作付面積] カンショ 500a (うち貯蔵 400a) [農業労働力] 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 1人	[経営の特徴] 貯蔵出荷を取り入れたカンショの専作経営 [主な資本整備] 育苗ハウス 150坪 トラクター50ps 1台 マルチャー 1台 収穫機 1台 カンショ洗浄機 1台 フォークリフト 1台 作業舎 1棟 [土地利用、技術等] 前作が野菜などの肥沃地での栽培を避ける	周年、計画出荷を図る 貯蔵カンショの導入により、単価向上を図る 施設費用を抑えるため、貯蔵は外部委託	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する
6 露地野菜 (レンコン)	[経営面積] 水田 260a [作付面積] レンコン 260a [農業労働力] 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人	[経営の特徴] レンコンの周年出荷による専作経営 [主な資本整備] 水圧掘取機 2台 動力噴霧器 2台 管理機 1台 作業舎 1棟 [土地利用、技術等] 健全な種バスを植え付ける	周年、レンコン田の水源を確保する 環境にやさしいレンコン生産のため、減窒素栽培や農業散布回数の削減を図る	雇用条件を整備し、集出荷施設の利用による労働時間の削減を図る
7 露地野菜 (ネギ+レタス+ハクサイ)	[経営面積] 普通畑 240a [作付面積] 夏ネギ 100a 春レタス 60a 秋レタス 60a ハクサイ 80a [農業労働力] 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 2人	[経営の特徴] レタスとネギ、ハクサイの組み合わせによる露地野菜経営 [主な資本整備] 育苗ハウス 1棟 トラクター50ps 1台 移植機 1台 全自動収穫機 1台 マルチャー 1台 ブームスプレイヤー 1台 ネギ皮剥き機 1台 レタス包装機 1台 フォークリフト 1台 トラック 2t 1台 [土地利用、技術等] 排水対策を行う	機械化体系をとる	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
8 露地花き（小ぎく）+露地野菜（ネギ）	[経営面積] 普通畑 180a [作付面積] 小ぎく 100a 秋冬ネギ 80a [農業労働力] 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 2人	[経営の特徴] 小ぎくを中心とした秋冬ネギとの複合経営 [主な資本整備] 育苗ハウス 1棟 トラクター15ps 1台 トラクター40ps 1台 電照設備 一式 冷蔵庫 [土地利用、技術等] 電照栽培により開花調節を行い、需要期の安定出荷を図る	生産出荷計画に合わせ、適切な労力を配分する 小ギクは需要期の安定出荷による有利販売を目指す	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する
9 特用林産物（シイタケ）	[経営規模] シイタケ（原木） 10万本 [農業労働力] 基幹的従事者 1人 補助的従事者 2人	[経営の特徴] 生シイタケ（原木）の専作経営 [主な資本整備] ほだ場 10,000㎡ 浸水槽 60㎡ きのこ発生室 10棟 クローラ（キャタピラ7ps） 2台 保冷库 50㎡ フォークリフト 2台 自動植菌機 4台 [土地利用、技術等] ・周年生産出荷 ・良い菌種を使用し、計画的に植菌を行う ・気象条件に応じた適正なほだ木管理を行う	生産の作柄（豊凶の程度）を確認しながら、つくった物を出るだけ余さず、適正な品質と価格で販売するよう、発生操作を行い、生産量を安定的にコントロールする	雇用条件を整備し、季節による業務集中を平準化する
10 酪農	[経営面積] 普通畑 750a （うち借入地300a） [飼養規模・作付面積] 飼養頭数（経産牛） 45頭 イタリアンライグラス 飼料用トウモロコシ 700a [農業労働力] 基幹的従事者 2人 補助的従事者 1人	[経営の特徴] 経産牛1頭あたり年間泌乳量9,000kg以上の高い能力を持つ牛を飼養する [主な資本整備] 搾乳牛舎 育成牛舎 堆肥舎 トラクター ライムソー マニユアスプレッダー バキュームカー コーンハーベスター モアコンディショナー ロールバラー [土地利用、技術等] 飼料作物を作付けして有効利用を図る	高い産乳量を維持するため、個体管理を十分行う 飼料作物の基幹作業は、共同機械を利用して、減価償却費の削減を図る 良質自給粗飼料（WCS含）の安定生産 耕畜連携等により堆肥利用の促進を図る。	ヘルパーを月2日間導入し、他産業並みの労働時間の実現を図る
11 養豚	[飼養規模] 飼養頭数（種雌豚） 100頭 種雄豚 5頭 子豚 380頭 肉豚 725頭 [農業労働力] 基幹的従事者 2人	[経営の特徴] 高い生産効率を保つため、飼養規模は家族労働を基準に適正規模の範囲とする [主な資本整備] 種雄・交配・育成舎 妊娠豚舎 分娩・子豚舎 肉豚舎 自動給餌システム トラック 糞尿処理施設（堆肥舎・曝気槽・沈殿槽・土壌蒸発散処理施設など） [土地利用、技術等] 優良種豚を定期的に導入する	高い肥育管理技術を身につけ、事故率2%以内に抑えるように努める 耕畜連携等により堆肥利用の促進を図る 飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底する	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する

[集落営農]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様
1 2 普通作 (水稻＋飼料用 米＋小麦＋大 豆)	[経営面積] 水田 6,000a [作付面積] 水稻(主食用米) 3,000a 水稻(飼料用米) 1,500a 小麦 1,500a 大豆 1,500a [農業労働力] 基幹的従事者 3人 補助的従事者 3人	[経営の特徴] おおむね1集落内の農家から農地管理、機械 作業を委託された担い手農家3件による集落営 農経営 [主な資本整備] トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 田植機6条 2台 自脱型コンバイン6条刈り 1台 汎用コンバイン 1台 乗用管理機 1台 乾燥機50石 5基 フォークリフト 1台 トラック2t 1台 ドローンまたは乗用管理機 1台 [土地利用、技術等] ブロックローテーションにより、水稻、小麦、 大豆を作付けする 農地中間管理事業による農地集積・集約を図 る	作業分散を考慮した 品種別作付計画を作 成する 計画的な農機具、施 設の整備を行う 構成員の役割分担の 明確化により、効率 的作業に努める 組合の法人化を進 め、経営基盤の強化 を図る	

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経理管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

本市の主要な5営農類型（普通作1類型、野菜4類型）の代表的な品目について、第1の3の目標達成に必要な経営規模、生産方式、経営管理の方法等を「新たに農業経営を営もうとする青年等の基本的指標」として以下のとおり設定する。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 普通作 (水稻＋飼料用 米)	[経営面積] 水田 1,000a [作付面積] 水稻(主食用米)600a 水稻(飼料用米)400a	[経営の特徴] 親族からの継承を前提とした普通作経営 [主な資本整備] トラクター 1台 田植機6条 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 ドローンまたは乗用管理機 1台	複式簿記記帳の実 施による経営と家 計の分離を行う 青色申告の実施 財務分析による経 営診断の実施	農繁期における臨 時雇用者の確保に よる過重労働の防 止 農繁期においても 週1日程度の休暇 を取得
2 施設野菜 (イチゴ)	[経営面積] 施設 15a [作付面積] イチゴ 15a	[経営の特徴] イチゴ専作経営 [主な資本整備] パイプハウス 15a 育苗ハウス 1棟 ウォーターカーテン 炭酸ガス発生装置 一式	資金繰り、返済計 画の作成と実行 労働力確保や農作 業環境の改善など 労務管理の実施	
3 施設野菜 (トマト)	[経営面積] 施設 20a [作付面積] トマト 20a	[経営の特徴] トマト専作経営 [主な資本整備] パイプハウス 20a 灌水設備 一式 暖房設備 一式 トラクター 1台 動力噴霧器 1台		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
4 露地野菜 (レンコン)	[経営面積] 水田 80a	[経営の特徴] レンコン専作経営	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う	農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 農繁期においても週1日程度の休暇を取得
	[作付面積] レンコン 80a	[主な資本整備] トラクター30ps 1台 水圧掘取機 1台 動力噴霧器 1台 管理機 1台	青色申告の実施 財務分析による経営診断の実施	
5 露地野菜 (ネギ)	[経営面積] 普通畑 70a	[経営の特徴] ネギ周年栽培	資金繰り、返済計画の作成と実行	
	[作付面積] ネギ 70a	[主な資本整備] 育苗ハウス 1棟 トラクター 1台 ネギ移植機 1台 動力噴霧器 1台 ネギ皮剥き機 1台	労働力確保や農業環境の改善など労務管理の実施	

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、意欲ある人材の就農・定着を支援し、収益性の高い事業を展開できる経営感覚に優れた担い手の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、地域農業改良普及センター、農業協同組合、農業経営士、青年農業士等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。加えて、地域の担い手の状況を踏まえ、異業種の企業や地域外の農業法人の参入や本市の基幹作物である水稻の大規模経営体への雇用就農なども進めることで、本市農業を支える多様な担い手を確保していく。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定の締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

2 本市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、認定新規就農者への早期の経営安定に向けた新規就農関連事業（国の無利子融資の青年等就農資金、新規就農者育成総合対策や本市独自施策の「本市新規就農支援事業」、「本市畑作農業ステップアップチャレンジ事業」など）を効果的に活用しながら経営安定を図り、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導し、就農者の確実な定着・確保に努める。

また、女性が積極的に参画する経営体において優れた経営を行っている事例が見られるなど、女性農業者は重要な役割を占めていることから、女性が経営や地域活動に参画しやすい環境づく

り、活躍の場づくりを推進する。

さらに、効率的かつ安定的な農業の担い手の確保・育成を図るため、次に掲げる認定農業者制度の活用、農業経営の法人化、集約営農の組織化の推進に取り組む。

① 認定農業者制度の活用

認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向け農業経営指標等を活用したフォローアップ、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の共同申請を推進するなど、効率的かつ安定的な農業経営の育成を促進するとともに、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の導入・活用を支援する。

また、認定農業者の相互研さんと情報交換・共有を図る場として認定農業者連絡協議会の活動を支援し、認定農業者の連携・協力体制の構築を促すよう努めるものとする。

② 農業経営の法人化の推進

農業就業人口の減少や高齢化の進行に伴う労働力不足に直面する中、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待される農業法人の育成を図るため、1戸1法人や複数戸法人（協業経営型法人）、農外企業の参入など、地域の実情に応じた多様な法人化を推進することとし、各種研修会等を通じて法人化のメリットや手続き、経営管理等について関係者等への普及・啓発を行う。

③ 集約営農の組織化の推進

経営規模の小さな水田地帯、農業従事者の高齢化、担い手不足の深刻化など、今後の地域農業を担うこととなる個別経営や法人経営の育成・確保が難しい地域においては、農用地利用改善団体が中心となって、集落の現状と将来についての話し合いを重ね、担い手の明確化や農用地の利用集積の方向を定める取組を推進することにより、集約営農の組織化を推進し、将来的な集約営農の法人化を支援する。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

本市は、県（農業経営課、農業総合センター、稲敷地域農業改良普及センター、農業大学校）、農地中間管理機構、県農業会議、県農業協同組合中央会及び各連合会、県農業信用基金協会、農業委員会、農業協同組合、農業経営士等関係機関・団体が相互に連携・情報共有を図りながら、就農等希望者への情報提供及び就農相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等に努めるものとする。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、担い手育成総合支援協議会と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・

整理し、県及び県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業従事者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、県及び県農業経営・新規就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県農業経営・新規就農支援センター、農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

国は、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）において、担い手が利用する農地面積の割合を2013年時の5割から2023年度までに8割に引き上げる目標を設定した。

県は、農用地利用集積の推進団体として、2014年度に農地中間管理機構を設置するとともに、2023年度に66%とする目標を設定し、農地中間管理機構を中心に農地の集積・集約化の取組を進め、担い手への農地集積率の向上を図ってきたところであるが、2024年度の集積率は42.3%にとどまっており、更なる農地の集積・集約化が必要な状況にある。

こうした点を踏まえ、これまでの県の集積率の実績に加え、所得向上を目指す農業経営体や異業種企業等への農地の集積・集約化に意欲的な地域を重点的に支援する政策誘導効果を総合的に勘案し、2035年度における担い手への集積率の目標を66%以上と設定し、農地の集積・集約化の更なる進展を図ることとした。

本市においては、大規模水田経営体育成加速化事業（新メガファーム事業）等による農地の集積・集約の効果もあり、担い手への農地の集積率は、2024年度で56.1%となっており、県内市町村と比較して高い数値となっている。今後、農業従事者の高齢化による農地の委託希望が増えることが見込まれるものの、政策誘導効果が一定の成果を上げていることを加味し、2035年度の担い手への農地集積率の目標を以下のように設定する。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標	
2024年度 56.1%	⇒ 2035年度 66.0%以上

※集積率は、担い手の農地利用集積状況調査から引用。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用

(1) 農用地の利用状況

- ① 本市の水田は、土壌・水利条件がよく一般に地力が高い。土地改良事業等の整備率は、ほぼ100%であり継続して水稻作主体の土地利用方針とする。今後は、農地の流動化を促進し、経営

規模の拡大と農用地等の有効利用を図るとともに、大規模区画化や暗渠排水等用排水整備等の農業生産基盤の再整備を図り、作業効率の向上を目指す。

- ② 本市北部の畑においては、いも類や露地野菜を主体とした都市近郊型の土地利用型農業が盛んである。今後は、一層の地力の維持促進を図るとともに収益の増加、品質の向上に努め、生鮮野菜の供給基地を目途に高度利用を図る。

(2) 営農活動の実態等の現状

本市における農用地の利用状況は、水田と畑で大きく異なっており、水田については、土地改良基盤整備事業もほぼ完了しており、農地の集積・集約が進み経営規模の拡大が図られているものの、畑については生産性の向上等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(3) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。このため、「地域計画」等に基づき、担い手への農地の集積・集約を促進するとともに、意欲ある人材の就農・定着を支援し、収益性の高い事業を展開できる経営感覚に優れた担い手確保・育成に取り組む。

(4) 農地集積・集約を実現するための取組

本市は、地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の実現に向け、農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化の全体計画及び年次計画の作成により、集積・集約化の目標を明確にし、PDCAサイクルを回しながら、意欲ある担い手等への農地の集積・集約化を推進する。特に農地の集約については、賃借料の統一化や耕作地の交換等について担い手間の調整や、農地所有者へ事業の十分な説明により周知を図る。

あわせて、対象とする担い手に対しては、農地の耕作条件の改善、ICT等の先端技術を含めた機械・施設の整備、加工等による付加価値の向上、販路拡大など、儲かる農業の実現に必要な支援策を一体的に展開する。

また、意欲のある担い手への集積・集約化に積極的な地域については、県等関係機関が一体となって、規模拡大による所得向上を目指す担い手等を対象に、農地のマッチングを集中的に進める。

(5) 関係団体等との連携体制

本市は、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等を実施する。

- ① 本市は、「地域計画」を基に、貸付等の意向のある農地や耕作者が不在となるおそれのある農地の情報と、地域の担い手の規模拡大意向、新規参入者の動向等を整理し、将来の農地利用を担う、地域の内外の担い手への農地の集積・集約化の計画を整理する。また、定期的

な話合いの開催により、農地と担い手に関する情報を継続的に収集し、計画の実効性を確保する。

- ② 農業委員会は、管内の農地利用に関する実態調査や地権者等の意向確認を行い、詳細な農地情報の収集に当たるとともに、現地コーディネーターとして地域の話合いに主体的に関与し、地域における農地と担い手とのマッチングを推進する。
- ③ 本市は、県、農業委員会等関係機関と一体となって農地調整を進める意欲ある担い手への集積・集約化に積極的な地域への推進に当たっては、本市及び農業委員会の推進体制を基礎とした上で、計画的、効率的に農地の集積・集約化を推進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、県基本方針の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性を踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとし、次に掲げる事業を行う。

- 1. 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。「以下「法」という。」第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 2. 農地中間管理機構の特例事業の実施を促進する事業
- 3. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4. 農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本市は、策定した「地域計画」の地域農業の実態に応じて随時更新し、完成度を高める取組（ブラッシュアップ）を推進するため、農業者、県、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、その他関係者による協議の場を設ける。協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、本市の基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては本市の広報への掲載やインターネットの利用等により、周知を図る。

また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへ対応するため、本市農業政策課を相談窓口とする。

農業上の利用が行われる農用地等の区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるよう設定することとし、その上で様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用に対する農用地の保全等を図る。

本市は、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているのかの進捗管理を毎年行う。

2 農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項

本市は、「地域計画」を基に意欲ある担い手への農地の集積・集約を推進するにあたって、離農農家や規模縮小農家等から農地中間管理機構が農地を買い入れて、規模拡大等による経営の安定化を図ろうとする農業者に対して、農地を効率的に利用できるよう調整等した上で、農地の売渡し（一時貸付け）を行う事業の実施の促進を図る。

- ① 本市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業を行う茨城県農林振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 農地中間管理事業による（貸借を通じた）農地の集積及び集約化の取組との連携・調整を図るとともに、特例事業の促進に資するため、農地中間管理機構に対し、情報提供及び事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

本市は、集落などのまとまりのある地域において組織されている農用地利用改善団体は、当該事業を活用して農用地利用規程を作成し、地域内の担い手へ農地を集積・集約化するとともに、担い手が不足する地域においては、地域の話し合いにより、農作業の効率化（機械の共同利用等）や農地の利用関係の改善（担い手への利用集積のための調整）を推進する。

(1) 実施の基準に関する事項

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

区域の範囲は、他の認定農業者等の農地の集積状況、農作業の実施状況、土地の自然的条件等によって集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地利用の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約及び構成員につき法 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式 6-1 号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 規程の内容が、基本構想に適合するものであること。

イ 規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 規程が適正に定められており、かつ定めに従い、事業を実施する見込みが確実であること。

③ ②の認定をしたときは、その旨及び農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等もしくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、稲敷地域農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導・助言を求めてきたときは、龍ヶ崎市地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現にあたり、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、本市は次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成
- ③ 農業機械利用等による農作業の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申し出があった場合には、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 5 に掲げる事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 本市は、農用地の集積による生産性の向上を推進するため、圃場の大区画化を行うための基盤整備事業や農地中間管理事業の積極的な活用を図る。
- ② 本市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図るとともに、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい営農展開に資するよう努める。
- ③ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施設を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

- ① 本市は、農業委員会、稲敷地域農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他関係団体と連携しつつ、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。
- ② 本市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図るとともに、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい営農展開に資するよう努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 6 年 3 月 1 日から実施する。
- 1 この基本構想は、平成 10 年 2 月 1 日から実施する。
- 1 この基本構想は、平成 13 年 2 月 2 日から実施する。

- 1 この基本構想は、平成 18 年 8 月 30 日から実施する。
- 1 この基本構想は、平成 22 年 6 月 10 日から実施する。
- 1 この基本構想は、平成 23 年 11 月 1 日から実施する。
- 1 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から実施する。
- 1 この基本構想は、平成 28 年 9 月 30 日から実施する。
- 1 この基本構想は、令和 3 年 12 月 28 日から実施する。
- 1 この基本構想は、令和 5 年 9 月 1 日から実施する。
- 1 この基本構想は、令和 8 年 9 月 30 日から実施する。